

## 一般競争入札公告

社会福祉法人真正会（以下、「発注者」という。）が発注する「(仮称) 小規模多機能型居宅介護事業所併設認知症対応型共同生活介護事業所 園 新築工事」の請負について、次のとおり一般競争入札を公告する。

令和4年 7月 15日

所在地 川越市安比奈新田292-1

事業者 社会福祉法人真正会

代表者 理事長・斉藤正身

### 1. 入札対象工事

- (1) 工事名 (仮称) 小規模多機能型居宅介護事業所併設  
認知症対応型共同生活介護事業所 園 新築工事
- (2) 工事場所 埼玉県川越市安比奈新田293-3
- (3) 工期 契約締結日から令和5年2月1日(水)(工事予定進捗率:100%)
- (4) 工事概要
- |        |                                     |
|--------|-------------------------------------|
| ア 敷地面積 | 2130.77㎡                            |
| イ 構造規模 | 木造 地上1階建て                           |
| ウ 延床面積 | 906.34㎡                             |
| エ 建物用途 | 小規模多機能型居宅介護<br>認知症高齢者グループホーム<br>※併設 |

### 2. 入札方法等

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 予定価格 有(非公開)
- (3) 最低制限価格 有(非公開)
- (4) 入札保証金 無

### 3. 入札参加資格

特に記述のある場合を除き、本入札の公告日から落札決定までの期間において、引き続き川越市競争入札参加者の資格等に関する規程(平成6年告示第351号)に基づく令和3・4年度川越市競争入札参加者名簿(以下、「名簿」という。)に登載され、次の要件を満たすこと。

- (1) 名簿に建設工事の業種として「建築」が登載されており、その格付けがA級であること。  
但し、平成30年4月1日以降に元請けとして高齢者福祉施設(デイサービスセンターを含む・木造・延床面積650㎡以上)の施工実績を有し、川越県土整備事務所管内に本店を有するもの。また、経営事項審査総合評点が1,150点以上の者であること。
- (2) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する許可(建設業の許可)を受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと

- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条又は雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出を行っていない者でないこと。ただし、法令等により当該届出を要しない者を除く。
- (4) 川越市契約規則（昭和49年規則第21号）第2条の規定により、市の一般競争入札に参加できない者でないこと。
- (5) 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。
- (6) 川越市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 本案件に対し、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の2第3第1項の規定による経営事項審査を受けている者であること。ただし、経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、(10)のただし書き又は(11)のただし書きに該当する場合は、手続き開始決定日以降のものとする。
- (8) 落札後、当該工事業種に対応する主任技術者等を建設業法に従い施工現場に配置できること。
- (9) (8)により配置する主任技術者等は、公告日現在において、入札参加（希望）者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (10) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けているものを除く。
- (11) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続き開始決定を受けているものを除く。
- (12) 入札を実施する前に、法人等に対して建設工事費を提示し、又は、建設工事費について交渉を行うなど、正常な一般競争入札の執行を妨げる営業活動等を行うおそれがない者であること。
- (13) 当該法人の代表社員または業務執行社員（新設法人にあっては、法人設立発起人会の代表者又は発起人。以下「法人の代表社員等」という。）若しくはこれらの者の親族（6親等以内の血族、配偶者又は3親等以内の姻族。以下「親族等」という。）が役員に就いている業者など、当該法人の代表社員等が特別の利害関係を有する業者でない者。
- (14) 対象工事に係る設計業務等の受注者でなく当該受注者と資本又は人事面において関連がない者。

#### 4. 入札参加の申込

- (1) 一般競争入札参加申込書の配布
  - ア 配布期間 令和4年7月15日（金）～25日（月）  
各日 午前9時～午後5時（土日祝を除く）
  - イ 配布場所 特別養護老人ホーム真寿園（埼玉県川越市安比奈新田292-1）  
※事前に社会福祉法人真正会 担当：飯島 宛に電話をすること
- (2) 一般競争入札参加申込書の提出

- ア 受付期間 令和4年7月26日(火) 10時00分(必着)  
持参の場合は午前9時から午後5時まで(土日祝を除く)
- イ 申請方法 郵送又は持参により下記の提出先まで申請書を提出してください。
- ウ 提出先 社会福祉法人真正会(埼玉県川越市安比奈新田292-1)  
担当: 飯島・須賀  
電話: 049-234-8838 E-mail: info@shinjukai.or.jp  
※問い合わせは電話又は電子メールにてお願いします。
- エ 回 答 令和4年7月28日(木) 10時00までにメールにて連絡

### (3) 提出書類

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 建設業法第3条第1項による建設業の許可を受けていることを証明するものの写し
- ウ 川越市の建設工事競争入札参加資格審査結果の写し
- エ 配置予定技術者の資格を証明できるもの
- オ 施工実績がわかるもの(契約書、建物の検査済証等の写し)
- カ 本社の所在地がわかるもの
- キ 連絡先住所、社名、部署、担当者氏名、電話番号、メールアドレスのわかるもの(会社案内・経歴書など)
- ク 経営審査事項結果通知書(写し)又は経営規模等評価結果通知書(写し)

## 5. 設計図書(工事概要説明書を含む)の配付方法等

- (1) 配布方法 設計図書はPDF形式のデータをメールにて配付します。
- (2) 配布期間 令和4年7月28日(木) 13時00分～14時00分
- (3) その他 設計図書到着後、下記に必ず電話にて連絡してください。  
株式会社共同建築設計事務所 担当: 高橋・鈴木  
電 話: 03-3359-6973  
E-mail: a-suzuki@kyodo-aa.co.jp

## 6. 設計図書に関する質疑及び回答

- (1) 質疑期間 令和4年7月29日(金)～8月3日(水) 10時まで
- (2) 質疑方法 質疑期間内に下記提出先までメールにて提出してください。
- (3) 提出先 株式会社共同建築設計事務所 担当: 高橋・鈴木  
電 話: 03-3359-6973  
E-mail: a-suzuki@kyodo-aa.co.jp  
質疑のない場合でも「質疑なし」と記載し送信してください。
- (4) 回答方法 質疑回答は、入札参加予定業者全員に令和4年8月8日(月)午後5時までにメールにて行います。

## 7. 入札日程

- (1) 入札日時 令和4年 8月16日(火) 10:00即日開札  
※午前9時30分までに受付を済ませてください。
- (2) 入札場所 特別養護老人ホーム真寿園 会議室(埼玉県川越市安比奈新田292-1)
- (3) 契約予定日 令和4年8月22日(月)

## 8. 入札についての注意事項

- (1) 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。
- (2) 入札書は代表印にて封印して提出すること。
- (3) 入札参加者は名刺及び認印を用意すること。
- (4) 入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出すること。
- (5) 落札者は入札日当日に入札金内訳書を提出すること。
- (6) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (7) 入札金額見積内訳書を初回入札時に入札書と同一の封筒に入れ入札箱に投函し、再度入札の場合には後日入札金額見積内訳書を提出すること。
- (8) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行わないこと。
- (9) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の単数があるときは、その単数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (10) 以下の項目に該当する入札があった場合はその入札を無効とする。
  - ア 入札参加資格がない者(入札時点で参加資格が無い場合を含む)がした入札
  - イ 郵便、電報、電話、ファクシミリ及びE-mailによる入札
  - ウ 不備がある入札金額見積内訳書を提出した者の入札
  - エ 談合その他不正行為があったと認められる入札
  - オ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書を提出した者がした入札
  - カ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
  - キ 次にあげる入札をした者がした入札
    - ① 入札書に押印がないものまたは入札書に押印された印影が明らかでないもの
    - ② 訂正した記載事項の箇所に押印のないものまたは印影が明らかでないもの
    - ③ 記載すべき事項に記載がないものおよび記載した事項が明らかでないもの
    - ④ 委任状を提出しない代理人がしたもの
    - ⑤ 他人の代理を兼ねた者がしたもの
    - ⑥ 2以上の入札書を提出した者または2以上の者の代理をした者がしたもの
  - ク 前各項目に定めるもののほか、公告に示す事項に反した者がした入札
- (11) 他の項目に関わらず、建築確認申請等の許認可が認められないときは、入札を無効とする。

- (12) 天災、地変、妨害行為等その他の理由により入札を執行することが困難であると認められるときは、当該入札の執行を延期、停止、または取りやめることができる。

## 9. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した事業者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。なお、最低価格で落札した事業者であっても見積書の内容に不備があった場合は、落札失格とすることができる。その場合は、順次、最安価格の事業者の見積書を精査し、適正と認められたものを落札者とする。失格となった事業者へは、その理由を文書にて通知する。
- (2) 初回入札において、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。この場合、再度入札の回数は2回までとする。なお、初回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できない。また、初回入札に参加する者が1者のみの場合は、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上での入札がされなくとも、再度入札は行わず、その者と下記(3)の随意契約を行うものとする。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、不調とし、下記のア～エの条件を遵守したうえで、最低価格で入札した者と随意契約の交渉を行うものとする。なお、最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者と交渉を行うものとする。
- ア 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること
- イ 交渉の過程で予定価格を明らかにしないこと
- ウ 入札に当たっての条件等を変えないこと
- エ 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、発注者および業者が記名・捺印すること
- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

## 10. 契約方法等

- (1) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、市等からの指導があった場合にはこれに従うこと。
- (2) 一括下請負契約を行わないこと。
- (3) 本契約の締結は本法人の理事会で承認を受けた1週間以内とし、1週間以内に契約の締結ができない場合は、契約の意思がないものとみなし、2番目に低価格で入札した者と契約することができるものとする。
- (4) 契約締結については、支払時期に関係なく、すべての支払いについてかかる消費税を10%とする（契約履行中における消費税の引き上げの延期等があり、本工事契約にかかる消費税が10%でない場合は、本契約締結後であっても、消費税は、本工事契約にかかる実際の消費税を適用して、変更契約を行うものとする）。
- (5) 落札決定から本契約までの間に埼玉県および県内自治体の契約にかかる入札参加資格停止等の措置要綱に規定する入札参加資格停止措置を受けた者は、本契約を締結できな

い（契約辞退を申し出るものとする）。

- (6) 契約書は落札業者が用意するものとする。民間（七会）連合協定工事請負契約約款をベースに締結するものとする。但し、第29条の請負代金の変更については、「増加部分については時価による」を「増加部分においても同様とし、新規項目については協議とする」と読み替える。また、請負代金の支払いは契約時30%、中間時30%、竣工時40%とする。
- (7) 契約保証金の徴収は免除する。但し工事請負契約時に保険会社との間に発注者を被保険者とする工事履行保証保険契約を締結すること。（掛け金は工事請負額の10分の1以上の金額とする）

#### 1 1. 申込みに関する問い合わせ先

- (1) 名 称：社会福祉法人真正会
- (2) 住 所：埼玉県川越市安比奈新田292-1
- (3) 担 者：飯島・須賀
- (4) 電 話：049-234-8838
- (5) E-mail：info@shinjukai.or.jp

なお、設計図書の確認及び質疑については、下記に問い合わせを行うこと。

- (1) 名 称：株式会社共同建築設計事務所
- (2) 住 所：東京都新宿区四谷三栄町4-10
- (3) 担 者：高橋・鈴木
- (4) 電 話：03-3359-6973
- (5) E-mail：a-suzuki@kyodo-aa.co.jp